

令和8年度伊勢原市民文化会館運営審議会第1回会議録

〔事務局〕 市民生活部市民協働課市民文化会館担当

〔開催日時〕 令和8年6月26日（金）午後3時30分から午後5時30分

〔開催場所〕 伊勢原市民文化会館練習室2

〔出席委員〕 10名

青木委員

阿部委員

大津委員

北村委員

古宮委員

竹内委員

鶴田委員

中村委員

森本委員

檜垣委員

〔事務局職員〕

加藤 真一（市民生活部長）

稲葉 一弘（市民協働課市民文化会館担当課長）

都竹 新平（市民協働課市民文化会館係長）

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0名

《議事の経過》

1 議題

- (1) 前回会議のふりかえりについて
- (2) 市民文化会館使用料改正案について
- (3) 答申案の骨子について

2 その他

※質疑応答・意見等は別紙のとおり

1 議題

- (1) 前回会議のふりかえりについて
- (2) 市民文化会館使用料改正案について
- (3) 答申案の骨子について

※(1)、(2)については関連事項のため、一括して事務局より説明を行った。

[意 見] ※→は意見に対する事務局の回答

(使用料改定に関すること)

・1.25倍に改定した時の増収分について、市として税金の補填をどこまで減らすことを目標としているのか見えないと議論を進めづらいのでは。

→収支の不足分を使用料で補うという考えではなく、受益者負担の適正化の観点から、市の方針に基づき使用料を算定している。

・他市に追いつくまでに時間がかかるため、20年先を見据えるよりも5、6年のスパンでひとまず1.5倍まで引き上げるなど、改定のスピード感を早めるべきではないか。

→資料で提示した20年の期間はあくまで例示である。今後、定期的な見直しを行い、その時点に見合う使用料を検討していくため、現時点で将来の改正幅については未定である。

・大規模改修費用を使用料に転嫁しないという前提はわかるが、施設改修と値上げの時期が重なると、利用者は「使用料が上がった分で施設が良くなるのでは」と結びつけてしまうため、改定のタイミングを改修後のリニューアルオープンから1年遅らせるなど、ずらすことなども検討してほしい。

(施設改修・指定管理者に関すること)

・「練習室」という名前がついているのに防音設備やピアノがないため、音楽団体が練習に使えない。大・小ホールだけでなく、練習室等の設備も充実させてほしい。

・指定管理者が導入された後、施設の改修や利便性向上の要望が市の予算等の都合で反映されにくいシステムになることに懸念を感じる。

(答申に関すること)

・今後の定期的な使用料見直しの際には、直接使用料に関係するものではないが、利用者の声の反映や、施設の改善・サービス向上についても併せて検討の機会とするようとするよう、答申に明記してほしい。

	質 問	回 答
1	27年間使用料が据え置かれてきた理由は何か。	・市民文化会館の使用料見直しについては、これまでも検討の俎上に

		上がったことはあったと思われるが、直近では平成 29 年に策定された「公共施設の受益者負担に関する基本方針」に基づき検討した結果、「今後、改修等に伴う長期休館が想定されることから、現時点で、使用料を改定しないこととする。」とされたため。
2	インフラ整備のための値上げであれば現状維持が筋ではないか。もっと早く適切に整備していれば一気にお金を動かさなくて済んだはずであり、市の責任ではないか。	改修費用を使用料に転嫁するわけではない。平成 10 年以降の維持管理コスト（光熱水費等）の上昇に対して、受益者負担の観点から時代に合わせた見直しが必要なためである。
3	指定管理者制度が導入された後も、学校行事等の減免措置は継続されるのか。	減免規定は市の条例・規則で定められているため、指定管理者に代わっても現在の減免の考え方や対象が変わることはない。

以 上